



午後2時05分 開会

○議長（若山照洋君）

本日は、吉原経夫議員から欠席届が提出されております。

ただいまの出席議員数は11人です。定足数に達していますので、ただいまから令和7年7月大治町議会臨時会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、10番林 健児議員、12番林 哲秀議員を指名いたします。

日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

議会運営委員長から会期の報告を求めます。

○議会運営委員長（林 健児君）

令和7年7月10日、大治町議会臨時会会期の決定について、議会運営委員会委員長として報告いたします。

本日、議会運営委員会を開会し、令和7年7月大治町議会臨時会の会期を本日1日限りと決定いたしましたので、御報告申し上げます。

○議長（若山照洋君）

お諮りします。

議会運営委員長の報告どおり、会期は本日1日間とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（若山照洋君）

異議なしと認めます。したがって、会期は本日1日間と決定しました。

日程第3、議案第47号大治町長の給料の特例に関する条例の制定についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長（村上昌生君）

議案第47号大治町長の給料の特例に関する条例の制定について。

大治町長の給料の特例に関する条例を別紙のとおり制定するものとする。令和7年7月10日提出、大治町長。

この案を提出するのは、国への交付金の報告誤りについて、管理監督者の責任として

町長の給料を減額するためでございます。

○議長（若山照洋君）

これから質疑を行います。

質疑のある方、どうぞ。

1 番池田議員どうぞ。

○1 番（池田耕介君）

1 番池田耕介です。この議案に係る説明の中で民生課が誤認し、というような説明がありましたが、自分が探したところ国の通知文書自体はちょっと見つけれませんでした。各さまざま自治体、同じ事業をやっている支給対象世帯のところですね、令和5年度住民税均等割のみ課税世帯のように明記がされておりました。国の通知文書にはどのように記載がされていて、それをどのように誤認をしたのか。明らかに誤認が起きやすい表記なのか、それによって過失の程度が変わってくるかと思いますが現状、手元に配付・提供されている材料では判断ができかねるため、追加資料として国の通知文書の提出と追加の説明をいただけたらなというように思います。

○議長（若山照洋君）

池田議員、ちょっといいですか。町長の給与に関することなので、給与に関する……

○1 番（池田耕介君）

その前提としての通知誤りの件について。

○議長（若山照洋君）

はい、じゃあ許します。

○1 番（池田耕介君）

ありがとうございます。合わせて口頭による資料に基づきというように、いやこれちょっと一旦やめます。町長の給料の部分につきましてですね、自戒により10分の4減給というように説明がなされましたがその10分の4という数字についての根拠をお伺いしたいです。以上2点お願いします。

○議長（若山照洋君）

暫時休憩とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後2時10分 休憩

午後2時18分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（若山照洋君）

休憩前に引き続き会議を行います。

ただいま池田議員より資料要求がありました。

それに許可することに御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（若山照洋君）

異議なしと認めます。

暫時休憩とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後2時18分 休憩

午後2時22分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（若山照洋君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

総務課長どうぞ。

○総務課長（佐藤友哉君）

国の通知文書についてでございます。こちら今回の事案について、調査いたしました総務課長の私のほうから説明させていただきます。

事務連絡としまして令和6年12月20日付けで、内閣府地方創生推進室から「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の執行手続きについて」といった文書が来まして、これに基づきまして実施計画書を提出する必要があると、そういったものでございます。真ん中の下の1番のところで、「令和6年度実施計画の第3回提出について」でございます。今回のこの12月20日付けの提出するのが第3回の実施計画ということになります。こちらについては、そのまた真ん中ぐらい見ていただくと第3回の下線で引いてあります。第3回の提出は令和7年1月24日締め切りで提出してください。この文書に基づきまして、企画政策課が各事業を担当したところ、照会文書によって照会をかけたということでございます。2ページを御覧ください。2ページの「(2) 実施計画の内容」ということで「提出資料は以下のとおりであり、エクセルファイルの各シートに用意されています」ということで、①番のところに提出資料としまして令和6年度実施計画の別表1、その下別表2、別表3が提出書類として出すように、そういった文章が書かれています。その表の下ですね。下に2番で「低所得世帯支援枠（令和5年度補正予算分）について」ということで「第2回提出時に交付対象経費等に誤りがないことを最終確認していただいております、今回の提出においては変更できません」という文言がありますが、こちらをちょっと誤認したというのがあります。これは提出においては変更できませんというふうなこの文言を見て、提出する必要がないと民生課のほうは誤認をしてたということです。今回問題がありましたシートにつきましては、その下の3番、「給付金・定額減税一体支援枠（令和5年度予備費分）について」こちらのほうが今回提出しなければいけない書類でしたが上の部分で変更できませんっていうこちらの文書を見て、提出する必要がなかったと誤認をして、提出をしてなかった。そういった状況でございました。以上です。

○町長（村上昌生君）

減額についてでありますけど、これは管理監督不行きの責任として全国の判例、過去の判例を

勘案しながらより重いパーセンテージを課したと、こういうことでございます。

○議長（若山照洋君）

他にございませんか。

池田議員どうぞ。

○1番（池田耕介君）

1番池田耕介です。他の事例と比較をして少々重い10分の4減給とありますが、少々派生をしますが、ここに関連をして業務に携わった職員の方の減給・戒告等の処分についてはどうなるのか、お答えできれば教えていただきたいです。

○総務課長（佐藤友哉君）

職員の処分につきましては、管理監督責任ということで部長級、課長級の職員に対して、減給ということで懲戒処分をいたしました。そのほかの職員については懲戒処分はしておりません。以上です。

○議長（若山照洋君）

他にございませんか。

池田議員どうぞ。

○1番（池田耕介君）

池田耕介です。3回目です。一般的に公務員の方であれば、懲戒処分等を受けると昇給、勤勉手当の成績、成績率っていうんですかね、等によって、懲戒の有無がその後の昇給、また期末手当等にも関係してくるかなというように思いますが、そのあたりその10分の4がちょっとどういうふうで、単純に10分の1が4人いるから10分の4なのか、別に10分の3、10分の5っていうところも含めて、他の自治体と比較をして10分の4というところの根拠がいまいちわからないので、説明できるのであればお答えいただきたいという部分と、今回町職員の方の監督責任、資金監督の責任はうたわれていますが、町の財政に対して国からいただけるはずの660万、ほかの部分で支出をするっていうところに関して言えば、町民の皆様の信頼をおっしゃるのであれば町民の理解・納得等は得難いのではと思いますが、そこに対する一案として例えば今後、町長の退職金の特例条例等を制定するなどの選択肢もあるかと思いますが、もうこの報告誤りの件についてはこれでもう幕引き終了という形なのか、今後何か考えられているのか、そこについて伺います。

○議長（若山照洋君）

暫時休憩とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後2時28分 休憩

午後2時28分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（若山照洋君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

町長どうぞ。

○町長（村上昌生君）

この件について幕引きということではなく、やっぱりこれは今後こういう事案が発生しないようにということでしっかりと事務のあり方、それからチェックのあり方をいま一度きちんと指導していきたいというふうに思っております。10分の4はって言われますけど、やっぱりこれは全国いろんな事例を勘案しながら、過去の判例を見ながら、ちょっと重い数字をとということでございます。

○総務課長（佐藤友哉君）

町長の退職手当についてでございます。退職手当につきましては、愛知県市町村職員退職手当組合の条例に基づき、退職手当が支払われることとなります。こちらにつきましては、こういった条例に従って退職手当が支給されるものですので、町長がみずからの意思で退職手当をもらわないと、そういうことはできる条例の規定にはなっていないので、よろしくお願いいたします。

○議長（若山照洋君）

他にございませんでしょうか。

5番鈴木康友議員どうぞ。

○5番（鈴木康友君）

はい、5番鈴木康友でございます。先ほど他の議員の質問とも少し重なる部分はございますが、こたひの経緯から見て、町長の管理責任についての質問もございました。さらには、指導をしていきますということですが、具体的にどのような指導と今後その体制づくり、またはその指導は何かで行ったりとか、どのような形でやっていくのかについてありましたらお答えください。

○町長（村上昌生君）

今回の間違いの例を見ますと、これはもともとその解釈誤りというものがありましたんで、これは個々の解釈の誤認ということではありますが、ただやっぱり一人の人が全ての業務を責任を持つわけでありませんので、しっかりと事務のあり方、書面をきちっとつくって仕事をこなしていく、通常の事務作業のあり方、そしてチェック体制もいろんな人がチェックをしていきますので、チェックをどこについてチェックをしていかなければいけないのか。また、課長、部長の立場であれば、どこに注意して仕事をしていかなければいけないのか、チェックをするときに何に注意をしていかなければいけないのかということを一つの事務に対して、もう一度しっかりと、事務体制の見直しを図るということを指導しておるところであります。

○議長（若山照洋君）

他にございませんでしょうか。

5番鈴木康友議員どうぞ。

○5番（鈴木康友君）

はい。5番鈴木康友でございます。地方公務員法第33条信用失墜行為の禁止について処分された職員さんがいらっしゃるということで、その処分につきましては本条例に含まれます町長給与の減額などが関連した、もしくは考慮した形なのか。またはこの町長の減給については単独のことであり、職員の処分とはまた関連がないものなのか、このあたりについてお答えをお願いします。

○総務課長（佐藤友哉君）

職員の懲戒処分、減給処分につきましては町長の減額とは関係があるものでございせん。あくまでも条例、あと大治町職員の懲戒処分に関する基準というのもございます。こちらを勘案して処分したものでございます。以上です。

○議長（若山照洋君）

他に。

5番鈴木康友議員どうぞ。

○5番（鈴木康友君）

3回目です。5番鈴木康友でございます。町民に対して信用失墜とございましたが、信用回復を図るために何か行うのでしょうか。例えば管理体制をこのようにいたしましたというふうリリースするなり、発表したりするのか、もしくは今回の減給が信用回復のための材料であるとお考えになられているのか、以上お答えください。

○町長（村上昌生君）

お金はあくまでも、懲罰罰則規定によって行うものであって欠損をあげたものを埋めるものではございせんけれども、やっぱり一番注意していくのは事務作業のあり方をしっかりとやっていくということですので、同じような間違いを起こさないということが一番信頼回復につながるというふうに思っております。我々、日常毎日のようにいろんな事業をやっておりまして、同じような事業がたくさん舞い込んできてやっておりまして。ただそんなことは言い訳になりません。同じような事業がたくさん重なったのは事実でありますけども、だからといって間違えていいということは一切ありませんので、その中でもやっぱりしっかりと、事務作業をこなしていくということが我々の使命でありますので、そこんところもう一度きちっと、見直しを図っていききたいというふうに思ってます。

○議長（若山照洋君）

他にございせんでしょうか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（若山照洋君）

これで質疑を終わります。

お諮りします。

議案第47号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（若山照洋君）

異議なしと認めます。

ただいま議題となっています議案第47号は、委員会の付託を省略することに決定しました。

暫時休憩とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後2時34分 休憩

午後2時35分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（若山照洋君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

鈴木議員、やっぱりちょっと遅いので、認められません。

異議なしと認めます。

ただいま議題となっています議案第47号は、委員会の付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。

はじめに、原案に反対の方の発言を許します。

5番鈴木康友議員どうぞ。

○5番（鈴木康友君）

5番鈴木康友でございます。反対の立場から討論させていただきます。

本条例、議案第47号大治町長の給料の特例に関する条例の制定についてですが、提案理由におきまして、国への交付金の報告誤りについて管理責任者として町長給与を減額するためとあります。町長が自戒により減給する旨につきまして、また、職員の処分について金額はもちろんではございますが、なぜこのような事態となったのか、今後どのように改善していくのか、先ほどの質疑にも登場したとおり非常に重要と考えております。なぜならば、過去にも内容は違えど財務的な誤りが起こっており、その際にも原因追及とチェック体制がとられたはずであります、今回このような事例が発生しているからです。このことは大治町において離職者が相次いだことによる労働力、管理者不足が根本的起因なのか、行政的仕組みが問題であったのか、さまざまな複合的要因があったのか、いろいろなことが考えられます。組織全体での事務処理の適正化を徹底し、再発防止に向けた取り組みとありますが、現段階では原因の追求や具体的な対応策、取り組みは示されておらず、また、本議会でも追加の資料が配付されるなど確認行為や議論も十分になされていないと感じます。本議会では町長の減給については質疑が行われておりますが、職員さんの件につきましては不十分であると感じます。町長の減給とは関連性がないとのことでございましたので、調査報告会等を開き、慎重に審議する必要があるのではないのでしょうか。罪を憎

んで人を憎まずという言葉もあります。経緯や原因の追求がはっきりしていない中で人を罰することは、職務的な萎縮を生み、さらなる問題が発生するとも考えられます。町民に対して信用失墜への責任を負うのであれば、減給等の処分により責任をとったと終わらせるべきではなく、未来に対してどのような施策を行うかが本当の意味で責任をとることだと町長自身も述べられたと自分は感じております。本町において貴重な人材、町職員がより心身ともに働きやすく、そして効率的な事務が行えるべく改善を図る必要があるのではないのでしょうか。今回の経緯と対策を丁寧に解き明かした上で開示し、その上で必要であれば町長も含め、処分を行うべきであります。処分についての処罰についての考え方、経緯が不十分と考え、この条例に対して反対します。

○議長（若山照洋君）

続きまして、原案に賛成の方の発言を許します。

10番、林 健児議員どうぞ。

○10番（林 健児君）

10番林 健児です。ただいま上程されております議案第47号大治町長の給料の特例に関する条例の制定について賛成の立場から、討論をさせていただきます。

本件は国への交付金申請における報告ミスにより、町が約660万円の交付金を受け取れなかったという重大な行政上の損失に関するものです。そのような中で、町長みずからがトップとしての責任を明確にするため、1カ月分の給料の4割を減額するという提案をされました。この判断は、たとえ直接のミスが部下にあったとしても組織の最上位責任者としての自覚を持って、けじめをつけようという強い意志のあらわれであり、私はこの姿勢を高く評価いたしております。実際、全国の自治体においてもトップみずからが給料を減額するという例は多くはありません。近年では、福岡県久留米市では2022年、市職員による約1000万円の公金着服事件がありました。そのときは市長が1カ月分の給料の2割を自主的に減額し、その責任を明確にされました。しかし、今回の町長による給料の4割減額という処分は、全国的に見ても極めて重い対応であり、そこに町政トップとしての誠実さと覚悟を感じざるを得ません。しかも今回、皆様の知るところではありますが、町長は夏の賞与もいただいております。もちろん、減額額そのものが町に与えた財政的損失を直接補填するものではありませんが、これは金額の問題ではなく、責任のあり方と信頼の回復をどう図るのかという行政倫理の根幹に関わる問題であります。町民の信頼を取り戻すため、そして再発防止の出発点とするために、私は町長のこの判断を支持し、本議案に賛成いたします。皆様の御賛同を切にお願いいたします。

○議長（若山照洋君）

これで討論を終わります。

これから議案第47号を採決します。

議案第47号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立 6名]

○議長（若山照洋君）

起立多数です。したがって、議案第47号は原案のとおり可決されました。
以上で本日の日程は全部終了いたしましたので、会議を閉じます。
これで令和7年7月大治町議会臨時会を閉会します。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後2時43分 閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長 若 山 照 洋

署名議員 林 健 児

署名議員 林 哲 秀